

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」報告書

平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、学識経験者の委員で構成される「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」を同年8月に設置し、今般、見直しの方向性について報告書を取りまとめた。

報告書の概要

現行監査の問題点

- 運送事業者に対する監査体制が不十分で、効果的な行政処分も十分にできていないこと等から、
- ▶国による法令遵守の指導が十分に行われていない。
 - ▶悪質な事業者を把握しきれていない。
 - ▶処分を受けても違反を繰り返す事業者が存在する。
- といった問題点が存在。

見直しの方向性

1. 効率的・効果的な監査の実施

- (1)悪質な事業者に対する監査の優先的实施
重要な法令違反(※)を定義したうえ、関係機関等からの通報や違反歴など各種端緒情報を総合的に分析し、当該違反が疑われる事業者をリストアップし、優先的に監査を実施
(※)点呼を全く実施していない等
- (2)バス発着場など街頭における監査の導入
- (3)第三者機関の活用
事業者団体の自主的な取組みとして、巡回指導を実施
重要な法令違反等の情報を行政の監査に活用
- (4)事業者による自己点検・報告の活用
事業者が自己点検を実施し、行政に報告。報告内容を踏まえた指導を実施。未報告等には厳格に対処。
- (5)監査業務等の充実・強化に伴い必要な業務の効率化
重要な法令違反の優先確認等により効率的に実施
- (6)優良事業者の評価・認定制度等の活用
自己点検・報告の免除等

2. 実効性のある行政処分等の実施

- (1)重要な法令違反は事業停止、それらを繰り返す場合は許可取消とするなど悪質な事業者への処分基準を強化する一方、軽微な違反への対応を効率化
- (2)街頭監査で安全性に直接関わる法令等の違反が確認された場合の現場での迅速な是正措置
- (3)行政処分情報を一層活用し、事業者への注意喚起及び利用者等への情報提供を拡充
- (4)処分逃れ対策等については、今後実施される対策などを検証しつつ引き続き検討

3. 監査に関する環境整備等

- (1)監査に係る体制の充実
監査要員の増員、研修の充実等
- (2)事業者側の受け入れ環境の整備
車両運行中の管理体制の明確化、デジタル機器の導入促進等